

日本社会心理学会公開シンポジウム2010年6月19日上智大学

「社会的責任」概念を 今一度理解し直してみる

奥田太郎(南山大学社会倫理研究所)
okuda@nanzan-u.ac.jp

当初の意気込み

- 「企業の社会的責任」という考え方は近年人口に膾炙し、さまざまな形での実践が試みられている。しかし、そこで語られている「社会的責任」について、わたしたちは果たしてどれほどわかっているのだろうか。キーワードの内実について何も知らなくても、それに伴われる実践は経験可能なので、何となくわかったような気になってやりすごすことができる。よくあることである。しかし実は、「社会的責任」という概念に関する理解の度合いは、「社会的責任」と言うことで一体何が目指されているのかという企業活動の理念の内実にも関わってくる。グローバルスタンダードへの対応というその場しのぎの対応の積み重ねによって既成事実を追認し続けた結果としての「社会的責任」論ではなく、今後の企業活動をめぐってわれわれはどのような生き方を選びとるべきかを討議するアーリーナとしての「社会的責任」論を目指して、この概念を今一度洗濯いたし申し候。

実際のお話

- 企業の社会的責任や倫理については、他の二人の専門家が話してくれると思う。
- 走り込むべき空きスペースはどこにある？
- 企業の社会的責任に限らず、「社会的責任」について、少しばかり考えてみる。

責任いろいろ

- 〇〇的責任: 道徳的責任 / 法的責任 / 社会的責任 / 政治的責任 / 経済的責任 / 宗教的責任 / 形而上学的責任
- 過去に起こった出来事に関する責任(回顧的責任) / これから起こる出来事に関する責任(予見的責任)
- 特定の役割に付随する責任(役割責任) / 特定の行為の結果に対して負担する責任(賠償責任)
- 契約的・応報的な関係に基づく責任(同世代間の責任) / 親子関係に基づく責任(異世代間の責任)

企業の社会的責任: 誰が何について誰の何に対して負う責任か

- 誰が: 企業が
- 何について: 企業活動のあり方とその帰結について
- 誰の: 社会の=市民? ステイクホルダー?
- 何に対して: 公益? ニーズ? 利益? 選好充足?
- 社会的責任と普通の文脈での責任:
 - 普通の文脈での責任:
 - 具体的個人が具体的個人に対して負う責任
 - 例: 怪我をさせた人が怪我をさせられた人に対して
 - 社会的責任:
 - 社会的役割を担う具体的個人or集団が、「社会」という名の集団に対して負う責任
 - 例: 企業が社会に対して

事例

- パロマ湯沸かし器事故における責任論
- 水俣病事件における責任論
- 産業廃棄物不法投棄事件における責任論
- 水俣病や産廃不法投棄の例では、コンプライアンスなどに尽きない「企業と社会」の問題が浮き彫りになっている。→グローバルな取り組みとしての現代的CSR論は、これらを教訓としたものではない。
- 「企業と社会」の問題として、水俣病事件や産廃不法投棄事件を問う必要がある。

パロマ湯沸かし器事故

- ☞ ガス湯沸かし器を業者が不正改造することで20年間で21人の死者が出た。
- ☞ パロマのトップは、不正改造による事故の事実を知らずに対策を怠ったという理由で、業務上過失致死罪に問われ、有罪とされた。(2010年5月11日)
 - ☞ 「不正改造による多数の死傷事故を認識しながら、抜本的な事故防止対策を怠った」
- ☞ ガスという危険な物質を扱う器具を販売する企業としての社会的責任が問われたケース。

水俣病事件

- ☞ 「水俣病」:熊本県水俣湾沿岸を中心に起こった、世界で最初の環境汚染による有機水銀中毒。(公式発見:1956年)
- ☞ 原因企業:日本を代表する巨大化学企業
 - ☞ 企業活動:塩化ビニールの可塑性原料オクタノール、その原料であるアセトアルデヒドを大量に生産。硫酸水銀(無機水銀)を触媒とした化学反応のプロセスにおいて、有機水銀を含む多量の廃水を水俣湾に排出。

水俣病事件

- ☞ 社会的背景:
 - ☞ 塩化ビニールは、高度経済成長を支える革命的な素材だった。(国策としての産業推進)
 - ☞ 日本の化学工業の原料とエネルギーは、石炭と水力電気から石油化学へ:移行期のつなぎとして操業停止できず。
 - ☞ 実際、国が水俣病の原因を特定し公害病と認めたのは、全国の工場でのアセトアルデヒド製造停止と石油化学への転換が完了した1968年だった。
 - ☞ 企業城下町としての水俣(事件の初期段階では、地方行政、住民、国は企業を擁護)

水俣病事件

- ☞ 専門家と行政の問題:
 - ☞ 原因物質の特定における科学的言説は、現状維持を無批判に正当化する論拠となりうる。
 - ☞ どのような症状のとき水俣病と診断できるか、その診断基準は何か、という病像論。それに基づく行政の水俣病認定制度の問題。
- ☞ 企業による被害補償の問題:
 - ☞ 「汚染者負担の原則」により、国は、「汚染者」としての企業を維持・存続させる。(企業の多額の累積債務を国が公的資金を投入して引き受ける。)
 - ☞ 国は、水俣病事件に関する責任は回避しつつ、被害者救済制度の保護者としての責任を果たしている。

水俣病事件

- ☞ 企業活動は、(国、地方行政、住民生活、専門家などが、「ステイクホルダー」などという単純な位置づけを超えた仕方)で絡み合う複合的な環境の中で可能になっている。
- ☞ 水俣病事件の顛末は、他国における有機水銀中毒事件の解決にも大きな影響を及ぼす。
 - ☞ 企業の/組織の社会的責任は、直接の被害者のみならず、将来の潜在的被害者にも向けられている。
- ☞ 水俣病事件を経験してなお、企業の社会的責任について語ることは、CSRなどとビジネスライクにまとめられた枠組みの中だけにとどまってはならない。
 - ☞ ドイツ人がナチズムについて語るのと同じく、真実さをもって対峙すべき問題かもしれない。
 - ☞ 「お客様のために」では通用しない事態の不可避性の自覚

産廃不法投棄事件

- ☞ 産業廃棄物の不法投棄による被害の責任は誰にあるのか?
 - ☞ 不法投棄を実行した廃棄物処理業者
 - ☞ 処理業者に処分を委託した廃棄物排出企業
 - ☞ 廃棄物処理業の認可・指導を行なう地方自治体
 - ☞ 地方行政・産業に影響ある政策決定を行なう国
 - ☞ 安い製品を求め処分費を出し渋る消費者

問題のフェイズ

- ☞ 企業活動のあり方とその帰結の確定をめぐる争い
 - ☞ 因果関係と相関関係による事実認定問題
 - ☞ 立証責任の問題
- ☞ 「企業の社会的責任」の集合的な側面の理解
 - ☞ 責任主体: 集合的
 - ☞ 責任客体: 集合的
 - ☞ 責任主体による行為: 集合的
 - ☞ 各ファクターの相互関係: 責任の対象である「社会」(市民?)が、自らのニーズを表明することで、責任の主体である「企業」の負うべき責任内容を明確にし、実践を促すことができる?

集団責任としての社会的責任

- ☞ 「科学者の社会的責任」: 責任主体は個々の科学者でありうる。「技術者の社会的責任」も然り。
- ☞ 「企業の社会的責任」: 集合的要素が強い。
 - ☞ 「企業人の社会的責任」という言い方をあまりしないのはなぜか?
- ☞ 企業活動が、個々の企業人の行為の単純な集合体としては捉えられないことを意味している?
 - ☞ 企業人は、科学者や技術者のような専門家ではない。
 - ☞ 企業人は、商品やサービスを複数階層における合同行為としてのみ産出する。
 - ☞ 企業は、企業人とは独立の行為主体とみなされうる。
- ☞ また、企業活動は顧客や消費者との関わりがなければ成立しえないため、「社会」の側からの要請に対する感度が高くならざるをえない。

集団責任(collective responsibility)

- ☞ 哲学者たちによっても集団責任は論じられてきた。
- ☞ 主たる論点:
 - ☞ 集団に道徳的責任を適切に帰することができるか?
 - ☞ 集団責任を(事に関与していない者を含めて)集団の成員全員の責任に転換することができるか?
 - ☞ 集団責任を集団内でどのように分配・共有すべきか?(集団責任は個人の責任の単なる総計か、分配不可能なものか、その中間か)

ハイウェル・ルイスの議論

- ☞ 第二次大戦後、ドイツ人にはホロコーストに対する集団責任がある、と論じる哲学者が多数いた中、その風潮を猛烈に批判した。
- ☞ 道徳的責任は、個人のしたことを個人に帰する限りでのみ問うことができる。
- ☞ そう考えるのであれば、個人のアカウントビリティ(personal accountability)の感覚を欠いた部族的思考法に逆戻りするおそれがある。

デイヴィッド・クーパーの議論

- ☞ 集団への非難を個人への非難に転換することはきわめて困難である。
- ☞ 全員が責任を負っていない場合でも、集団的に責任を問うことは可能である。(集団内の構成員が入れ替わる場合に問われる集団責任)

ヴァージニア・ヘルドの議論

- ☞ 「ランダム」集団に関する集団責任の帰属を論じる
- ☞ 責任に関する妥当な道徳判断が要求するもの
 - ☞ ある行為の道徳的性質について、ある人が気づいていること
 - ☞ その人が他のようになしえたということ
 - ☞ 例: ビーチにいる傍観者の集団もまた、責任を負う集団とみなされうる。組織構造を欠く集団には、なぜ問題に応じるために何かをなすような集団を形成しなかったのか、という集団責任が問われうる。

ヴァージニア・ヘルドの議論

- ☞ ランダム集団が、ある害の責任を問われるということは、その集団の成員全員にその害への道徳的責任があることを意味する。なぜなら、社会的害悪を避けるのに必要な行為はしばしば、集団が集団としてのみなす行為であるからである。
- ☞ しかし、具体的な責任の分配は、きわめて困難である。

企業体は責任主体となりうるか？

- ☞ ヴェラスケス: 企業体は意図をもつ行為主体たりえないので、責任主体たりえない。←H.ルイス流
- ☞ フレンチ: 企業の意思決定構造から個人には還元できない意図をもつ行為主体としての側面を取り出すことは可能であり、企業は責任主体たりうる。←クーパー流
- ☞ 両論の前提する責任主体の条件: (1) 意図や信念をもつこと、(2) 行為主体であること

何をすれば社会的責任が果たされる？

- ☞ 企業は、社会＝人びとのニーズに応える責任がある。
- ☞ では、そのニーズとは何か？
- ☞ 「消費者のニーズ」とは、企業によって惹起される「消費者のウォンツ」に過ぎないのではないか？
 - ☞ 広告倫理問題: 広告は欲望を生み出すのか？ガルブレイス「依存効果」
 - ☞ しかし、企業は、人類の福祉を第一目標とする集団ではない。そうしたニーズに応えるのは、企業ではなく政府・行政、あるいは「社会的企業」ではないのか？
- ☞ 企業は何のために存在しているのか？

人びとが負う社会的責任

- ☞ 政治家、技術者、科学者、企業などの社会的責任はよく問われるが、そうした責任の対象である「人びと」(ステイクホルダー、市民)の社会的責任はどのように考えるべきか？
- ☞ 消費者、顧客、有権者として、一定の権力をもちつつあるのだとすれば、消費者の社会的責任、有権者の社会的責任を問う言説は必要。
 - ☞ 例: 選挙結果の責任を負うのは誰か？
- ☞ 普通の人びとが、普通の人びととして負う社会的責任はあるのか？
- ☞ 遠い地球の裏側で貧困や紛争に苦しむ人びとに対して、普通の人びとは、救いの手をさしのべる社会的責任を負うのか？

国際社会における責任論

- ☞ 「人道的介入」問題における責任論へのシフト: 「介入する権利」から「保護する責任」へ
- ☞ 従来、人道危機への対応をめぐる議論は、「人道的介入」の問題として扱われてきた。
- ☞ 従来は、「介入する側(先進国および国連などの国際組織)」の「権利」または「義務」の問題であった。
- ☞ このことは当然ながら、「介入される側(多数の途上国)」の反発と警戒を生んできた。

国際社会における責任論

- ☞ 安全保障理事会における五大国の協調が得られない限り、人道的介入論が無効になるか、特定国の単独主義的武力行使の道を開くかである。(cf. コソヴォ紛争)
- ☞ カナダ政府主導で結成された「介入と主権に関する国際委員会」の報告書 *The Responsibility to Protect* (2001年): 「保護する責任」
 - ☞ 人道的危機の発生予防/解決の一義的責任は領域国にある。
 - ☞ 領域国にその意思/能力がない場合、国際社会全体が責任を負う。

国際社会における責任論

- ☞「保護する責任」は、2004年の「脅威・課題・変化に関する国連事務総長ハイレベルパネル報告書」、2005年の「より大きな自由へ」事務総長報告書および国連創立60周年を記念した「世界サミット最終文書」でも言及され、一定程度定着しつつある。
- ☞「保護する責任」のメッセージ：人権・人道といった人間の生存や尊厳に関わる価値の保護を領域国のみならず国際社会全体が責任をもって確保すべきである。
- ☞「保護する責任」論は、介入する側と介入される側を対立的・対抗的關係に置くのではなく、共に人権・人道という価値を保護する主体として捉え、両者が人類に対して同じ責任を負っている、と考える。
- ☞「国際社会」とは：主権国家の集まりか？人びとの集まりか？そこには、巨大な多国籍企業は含まれるのか？

権利・義務の言説と責任の言説

- ☞権利・義務の言説と責任の言説の違いは何か？
- ☞Aにはxする権利がある／義務がある。
 - ☞xとAの関係は、特定の規範的理解を前提として、Aの信念や動機づけなどは必ずしも関わらない仕方で成立する。[法的関係？]
- ☞Aにはxする責任がある。
 - ☞xとAの関係は、Aの行為者性や統合された人格性を前提として、Aの信念や動機づけなどに密接に関わる仕方で成立する。[倫理的関係？]
- ☞責任の言説は、その担い手である主体(あるいは人格)に不可分な仕方で関わっている。

企業の社会的責任を問うことと 社会心理を問うこと

- ☞責任の研究はすなわち、責任主体の研究でもある。
- ☞企業が、集団として、個人に還元されない責任を負う主体たりうとすれば、企業の社会的責任の研究は、企業という集団それ自体を主体として研究することにつながる。
- ☞もし社会心理学が、企業の社会的責任を真剣に研究し、かつ、企業自体を集団的な責任主体とみなすのであれば、そこでは、企業を構成する個々人の心理ではなく、企業そのものの心理が研究対象となるはずである。
- ☞さらに、企業が責任を負う対象は、具体的な個人ではなく、「社会」という名に代表されるモヤっとした集団である。

企業の社会的責任を問うことと 社会心理を問うこと

- ☞社会心理学は、社会の心理を研究しているのか、社会を構成する個人の心理を研究しているのか？
- ☞社会的責任が問われる場では、責任主体の集合性と、責任対象の集合性が同時に問われている。
- ☞そのような問題系に向かって、方法論的個人主義はどこまで通用するのか？
- ☞でも、責任論それ自体が示していたように、結局、何らかの仕方で個人or個体を経由しないと、人間の頭では理解できないのか？
- ☞cf. 情報やお金のフローの心理学、なんてのは馬鹿げている？

社会心理学に期待すること

- ☞社会心理の探究は、心理概念そのもののラディカルな見直しを含む作業ではないか。個人の心理を捉える方法では社会の心理は捉えられない。
- ☞社会の心理を捉えるという知的営みそれ自体の見直しは、おそらく心理学が何を理解しようとしてきたのかをより深く理解することにつながるのではないか。
- ☞知性や生命と同じく、心理は鶴的な概念であると居直った上で、社会を理解するわれわれの思考の枠組みをより豊穡なものに練り上げていただきたい。

文献

- ☞丸山徳次編『岩波 応用倫理学講義2 環境』岩波書店、2004年。
- ☞原田正純・花田昌宣編『水俣学研究序説』藤原書店、2004年。
- ☞Larry May & Stacey Hoffman eds., *Collective Responsibility*, Rowman & Littlefield Publishers, 1991.
- ☞Seumas Miller, Peter Roberts and Edward Spence, *Corruption and Anti-Corruption: An Applied Philosophical Approach*, Upper Saddle River, New Jersey, 2005.
- ☞ICISS, *The Responsibility to Protect: Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty*, International Development Research Centre, 2001.